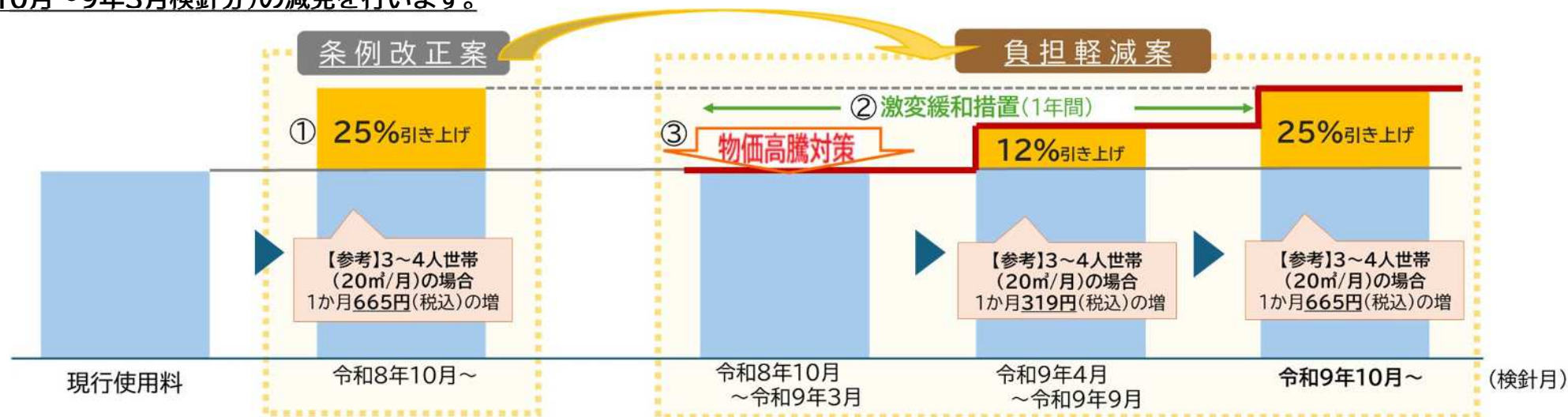


下水道使用料の改定について

物価高騰や施設の老朽化対策により、下水道事業の経営は厳しい状況となっています。

- ① 将来にわたり安定したサービスを維持するためには、使用料を25%引き上げる必要があるため、令和8年6月市議会定例会に下水道条例等の改正議案を提出します。
- ② 市民の皆さまの負担が急に増えないよう、1年間(令和8年10月～9年9月検針分)の改定率を12%とする激変緩和措置を行います。
- ③ また、物価高騰の対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、12%引き上げ分について6か月間(令和8年10月～9年3月検針分)の減免を行います。



新使用料金表について

単身世帯など少量使用者が増加していることから、基本水量を水道料金と合わせ、現行の10立方メートルから5立方メートルへ引き下げます。

それにより、新たに追加する従量使用料については、基本使用料の増額を抑制することで調整し、一人暮らし世帯や高齢者世帯などの少量使用者に配慮した料金体系とします。

		1カ月あたり(税抜)		
		現行	12%	25%
基本使用料(円)		1,100	1,120	1,250
従量水量(m ³)	5m ³ を超え10m ³ 【新設】		22	25
	10m ³ を超え30m ³	133	149	166
	30m ³ を超え50m ³	162	181	203
	50m ³ を超え100m ³	177	198	221
	100m ³ を超え300m ³	192	215	240
	300m ³ を超え	206	231	258
従量使用料(円/m ³)				